

株主の皆さまへ

第35回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

- 会計監査人の状況
- 業務の適正を確保するための体制
- 連結計算書類
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
- 計算書類
株主資本等変動計算書
個別注記表

事業報告の「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書、連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書、個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上のウェブサイト (<https://www.flight-hd.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまにご提供いたしております。

2022年6月13日

株式会社フライトホールディングス

会計監査人の状況

- (1) 名称 太陽有限責任監査法人
(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	22百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	-百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬4百万円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、役員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守し、行動するための行動規範を定め、取締役自らによる率先垂範を通じて使用人への周知徹底を図る。

社長を委員長として設置したコンプライアンス委員会の活動を通して、コンプライアンスマニュアルの周知浸透を図り、コンプライアンス体制の充実に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存・管理し、取締役又は監査役からの閲覧の要請があった場合、速やかに閲覧が可能となる場所に保管する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、会社が経営危機に直面したときの対応を定めたリスク管理規程に基づいたリスク管理体制を構築する。

不測の事態が発生した場合には、リスク管理規程に従い、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止し、損失を最小限に止める体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を毎月1回定時開催するほか、必要に応じて随時に開催する。また、取締役の職務を明確にし、当該担当業務の執行について、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において定め実行する。

⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社は、当社との連携及び情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計、その他会社の個性及び特性を踏まえつつ、自立的に内部統制システムを整備することを基本とする。

当社は、子会社・関連会社管理規程に基づき、子会社の管理を行う。

子会社の取締役又は監査役を当社より派遣し、派遣された取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、派遣された監査役は子会社の業務執行状況を監査する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役会と協議の上、監査役スタッフを置くものとする。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の監査役スタッフは、監査役が求める業務補助を行う間、取締役の指揮命令を受けないものとする。

また、当該使用人の人事異動、人事評価及び賞罰措置は、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。

⑧ **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制**

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生するおそれがあるとき、或いは、役職員による違法又は不正な行為を発見したときは、直ちに監査役会に報告する。

前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、書類の提示を求めることができる。

⑨ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、会社の重要情報を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に対して説明を求めることができる。

監査役会は、代表取締役と適時会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

監査役会は、内部監査担当と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査担当に調査を求める。

⑩ **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備体制**

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、毅然と対応する。

反社会的勢力への対応について、コンプライアンスマニュアルの中の行動指針として、①反社会的勢力には毅然として対応し利益供与は一切行わないこと、②市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決すること、③反社会的勢力とは合法的であると否とを問わずまた名目の如何を問わず一切取引は行わないこと、を規定しており、その周知徹底を図る。

また、コンプライアンス委員会配下のコンプライアンス推進室内に設置したホットライン受付窓口を社内外通報窓口とし、反社会的勢力排除に努める。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取組みを行っております。

① **コンプライアンスに関する取組み**

コンプライアンス経営の維持、向上、推進に努めるため、「コンプライアンス体制」及び「企業行動規範・行動指針」を明文化したコンプライアンスマニュアルを全社員に配布しました。

② **取締役の職務執行の効率性の確保のための取組み**

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定時取締役会を月1回開催しており、事業年度の開始時に年間開催スケジュールを通知し、取締役会に出席しやすい状況を確認しております。

③ **監査役監査の実効性の確保のための取組み**

取締役会その他重要な会議に出席したほか、代表取締役及び会計監査人との定期的な面談を実施し、連携の確保を図りました。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 余 本 金	利 余 益 金	自 己 株 式	
当連結会計年度 期首残高	1,205,123	1,195,798	△1,970,990	△1,452	428,479
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			114,064		114,064
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)					
当連結会計年度 変動額合計	-	-	114,064	-	114,064
当連結会計年度末残高	1,205,123	1,195,798	△1,856,925	△1,452	542,543

	その他の包括利益累計額		純 資 産 計
	為 替 換 算 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度 期首残高	184	184	428,664
当連結会計年度変動額			
親会社株主に帰属する 当期純利益			114,064
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)	△8,485	△8,485	△8,485
当連結会計年度 変動額合計	△8,485	△8,485	105,579
当連結会計年度末残高	△8,300	△8,300	534,243

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- イ. 連結子会社の数 3社
- ロ. 主要な連結子会社の名称 株式会社フライトシステムコンサルティング
株式会社イーシー・ライダー
FLIGHT SYSTEM USA Inc.

② 非連結子会社の状況

- イ. 主要な非連結子会社の名称 台湾飛躍系統股份有限公司
- ロ. 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。なお、現在閉鎖に向けて清算手続中でありませ

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- イ. 主要な会社等の名称 台湾飛躍系統股份有限公司
- ロ. 持分法を適用しない理由 当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。なお、現在閉鎖に向けて清算手続中であります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

- イ. 商品、仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ロ. 原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産 定率法
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ロ. 無形固定資産 定額法
ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込み額を計上しております。

ハ. 製品保証引当金

製品の保証期間中の費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来の製品保証費用を見積み、計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア開発については、少額または短期の契約を除き、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

ロ. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

なお、翌期以降は単体納税制度に移行することを決定しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来、工事完成基準を適用していた受注制作のソフトウェア開発については、少額または短期の契約を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 受注損失引当金

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 36,900千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

システム開発案件については、想定される工数、難易度、リスク等を考慮の上で受注金額を決定し、策定されたプロジェクト計画から乖離が生じないように工数管理を行っておりますが、予想できないトラブルの発生や進捗遅れ等により、開発工数が当初計画を大幅に超過し、プロジェクト損失が発生する可能性があります。将来における損失の発生可能性が高く、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能な場合、損失見積額を受注損失引当金として計上しております。

(2) 製品保証引当金

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 25,900千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

過去に販売した製品の一部の部品に不具合が発生する可能性があります。将来における不具合対応の発生可能性が高く、かつ当該不具合対応台数を合理的に見積ることが可能な場合に、過去に発生した不具合台数実績に基づいて製品保証費用を見積り、製品保証引当金として計上しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 166,832千円

(2) コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うために、株式会社りそな銀行との間で、コミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	200,000千円
借入実行残高	—千円
差引額	200,000千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数及び自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
発行済株式				
普通株式	9,456,500株	－株	－株	9,456,500株
自己株式				
普通株式	1,004株	－株	－株	1,004株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については、銀行借入のほか、機関投資家、事業会社を引受先とするファイナンス（第三者割当増資等）によって調達しております。また、資金運用については、主に預金等の安全性の高い金融商品によっております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金に係る取引先の信用リスクは、各取引先の期日管理及び残高管理を定期的に行いリスクの低減を図っております。

営業債務である買掛金は、1年以内に到来する期日のものであります。

短期借入金、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に長期的な運転資金に係る資金調達であります。このうち、変動金利による借入金は金利の変動リスクが発生します。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価額に基づく時価のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金、1年内償還予定の社債は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (※)	時価 (※)	差額
① 長期借入金	(353,332)	(346,892)	△6,439
② 社債	(130,000)	(129,518)	△481

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当はありません。
- ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	346,892	—	346,892
社債	—	129,518	—	129,518

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	676,235
売掛金	431,207

(注3) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	24,822	—	—	—	—	—
1年内償還予定の社債	136,000	—	—	—	—	—
長期借入金	—	223,988	17,108	18,300	18,300	75,636
社債	—	28,000	28,000	28,000	28,000	18,000

7. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	売上区分			合計
	コンサルティング& ソリューション事業	サービス事業	ECソリューション 事業	
一時点で移転される財	353,280	1,576,197	101,975	2,031,452
一定の期間にわたり移転される財	563,330	566,631	88,197	1,218,159
顧客との契約から生じる収益	916,610	2,142,828	190,173	3,249,612
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	916,610	2,142,828	190,173	3,249,612

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、90,053千円
であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産 56円50銭
- (2) 1株当たりの当期純利益 12円06銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純 資 産 計 合 計	
	資 本 金	資 本 金 剰 余 金	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			自 己 式 株 主 資 本 合 計	株 主 資 本 合 計		
		資 本 金 準 備 金		利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 計
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	1,205,123	1,195,798	7,132	69,367	△2,015,918	△1,939,419	△1,452	460,050	460,050	
当 期 変 動 額										
当 期 純 損 失 (△)					△69,366	△69,366		△69,366	△69,366	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△69,366	△69,366	-	△69,366	△69,366	
当 期 末 残 高	1,205,123	1,195,798	7,132	69,367	△2,085,285	△2,008,785	△1,452	390,684	390,684	

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
関係会社株式 移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産 定率法
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ② 無形固定資産 定額法
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 関係会社事業損失引当金 関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
当社の収益は、子会社からの経営指導料及び業務受託料となります。子会社との契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実際された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる事項
連結納税制度の適用 連結納税制度を採用しております。
なお、翌期以降は単体納税制度に移行することを決定しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金	136,600千円
関係会社事業損失引当金	86,600千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社の財政状態等を勘案し、関係会社貸付金に対して回収不能（又は損失発生）見込額の見積りを行っております。将来、関係会社の財務状況が悪化し、支払能力が低下した場合には、引当金の追加計上又は貸倒損失（又は事業損失）の計上が必要になる可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 19,814千円

- (2) 関係会社に対する金銭債権
短期金銭債権 295,484千円

- (3) コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うために、株式会社りそな銀行との間で、コミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	200,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	200,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- ① 売上高 232,249千円
② 営業取引以外の取引高 6,106千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,004株
------	--------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	41,826千円
繰越欠損金	17,897千円
関係会社株式評価損	38,887千円
その他	38,594千円

繰延税金資産小計	137,206千円
評価性引当額	△137,206千円

繰延税金資産合計 ー千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△1,800千円
-----------------	----------

繰延税金負債合計 △1,800千円

繰延税金負債純額 △1,800千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱フライトシステム コンサルティング	(所有) 直接100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付け (注)1.	900,000	関係会社 短期貸付金	300,000
				貸付金の回収 (注)2.	1,200,000		
				経営管理料 (注)3.	229,849	売掛金	23,711
				利息の受取り	5,249	未収入金	263,515
				出向料 (注)3.	44,453		
				連結納税 個別帰属額	44,600		
				債務被保証 (注)4.	200,000	-	-
子会社	㈱イーシー・ライダー	(所有) 直接90.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付け (注)1.	62,000	関係会社 長期貸付金	46,000
				貸付金の回収 (注)2.	57,000		
				貸倒懸念債権に対する 貸倒引当金繰入額	5,000	貸倒引当金	46,000
				事業損失引当金 繰入額	79,100	事業損失 引当金	86,000
子会社	FLIGHT SYSTEM USA Inc.	(所有) 間接100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付け (注)1.	11,601	関係会社 長期貸付金	90,568
				貸倒懸念債権に対する 貸倒引当金繰入額	22,300		

- (注) 1. 貸付金の利率については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。
 2. 貸付金の回収については、回収期間を定め、回収しております。
 3. 経営管理料及び出向料については、契約条件により決定しております。
 4. 当社の銀行借入について㈱フライトシステムコンサルティングより債務保証を受けておりますが、銀行借入に係る債務被保証の取引金額については、銀行借入の被保証残高を記載しております。また、当該債務被保証に対して保証料を支払っておりません。

9. 収益認識に関する注記

「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|--------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 41円32銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | △7円34銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。